

講義録レポート

講義録コード

11-11-J-201-01

講 座	貸金業務取扱主任者	科目①	
目標年	2011年11月合格目標	科目②	
コース	公開模試	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☒ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☒ WEB ☐ 衛星 ☒ カセット通信 ☒ VTR通信 ☐ 資料通信		

収録日	2011 年 9 月 22 日		
講師名	黒田 先生	講義録 枚数	— 枚 ※レポート 含まず
		補助レジメ 枚数	2 6 枚 (サイズ)

講義構成	講義 (5 9) 分		
使用教材	①		
	②		
	③		
	④		
配布物	有 ・ <u>無</u>		
	①		
	②		
	③		
正誤表	有 ・ <u>無</u>	枚	
備考			
	○ 共通レジメ 有 ・ <u>無</u> 第 () 回講義と共通		

貸金業務取扱主任者 講義録		科目		コース	公開模試	回数	1
---------------	--	----	--	-----	------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり[] ★実力テスト：あり[] ◇配布物なし	なし なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ[]	講師	黒田 先生
-----	--	----------	-------------------------------------	----	-------

テキストページ	黒板内容
	講義録はありません。

問 8

【問題 8】

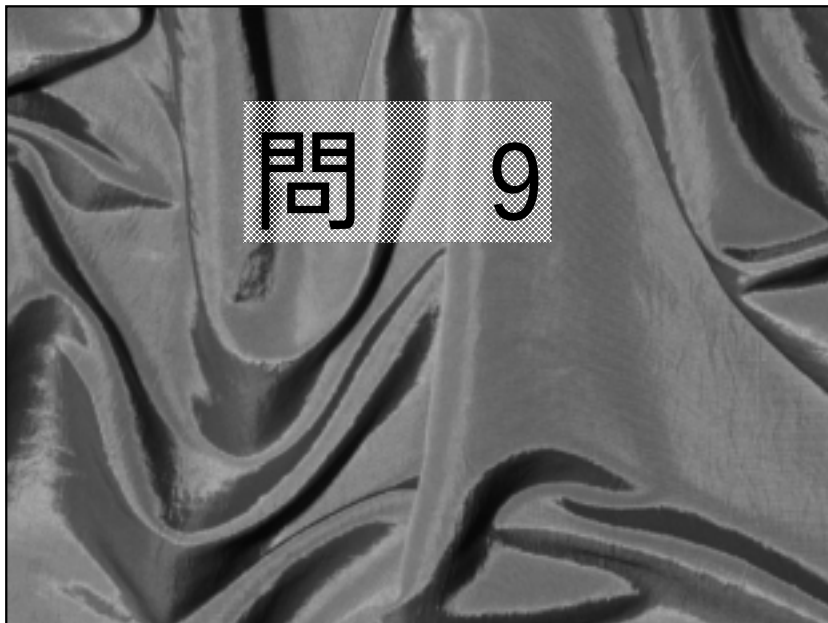
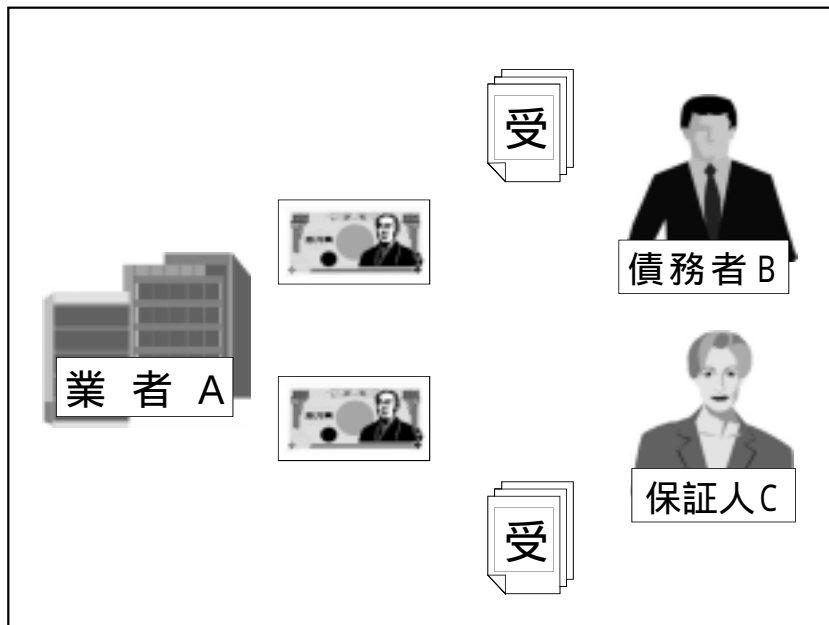
「貸金業法第18条第1項に規定する書面」(以下、本問において「受取証書」という)の交付に関する次の ~ の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権について、債務者等から、当該貸金業者の営業所窓口で弁済を受けた場合、当該貸金業者は、当該弁済をした者から請求を受けたときに限り、受取証書を当該弁済者に交付しなければならない。

貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権について債務者等から弁済を受け、受取証書を交付する場合、当該貸金業者は、受取証書に自己の商号及び住所を記載しなければならないが、その登録番号を記載する必要はない。

貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権について、保証人から、当該貸金業者の営業所窓口で弁済を受けた場合、当該貸金業者は、受取証書をその主たる債務者に交付しなければならない。

貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権の一部について、債務者から当該貸金業者の営業所窓口で弁済を受けた場合、当該貸金業者は、弁済を受けた一部について、受取証書を当該弁済者に交付しなければならない。



【問題 9】

「貸金業法第19条に規定する貸金業の業務に関する帳簿」(以下、本問において「帳簿」という)に関する次の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

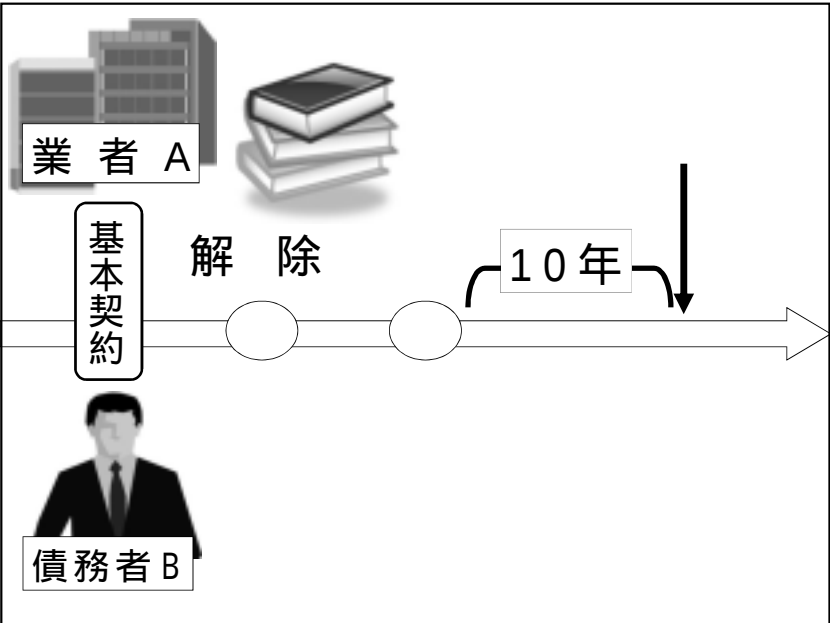
貸金業者は、現金自動設備においても帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

貸金業者は、極度方式基本契約を締結した場合を除き、帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日(当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。

貸金業者は、帳簿の閲覧又は謄写の請求を受けたときは、請求者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、その営業時間内の内外を問わず、帳簿の閲覧又は謄写をさせなければならない。

債務者から帳簿の閲覧又は謄写の請求について代理権を付与された者は、本人の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるか否かを問わず、貸金業者に対し、帳簿の閲覧又は謄写を請求することができない。





債務者等・元債務者等		
法定代理人等		
相	続	人
弁	済	者
代	理	人

問 1 2

【問題 12】

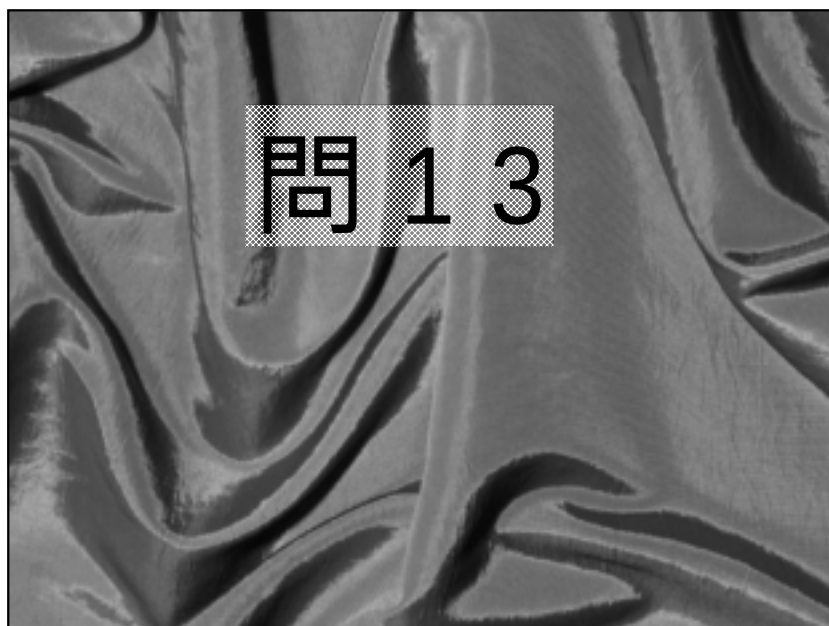
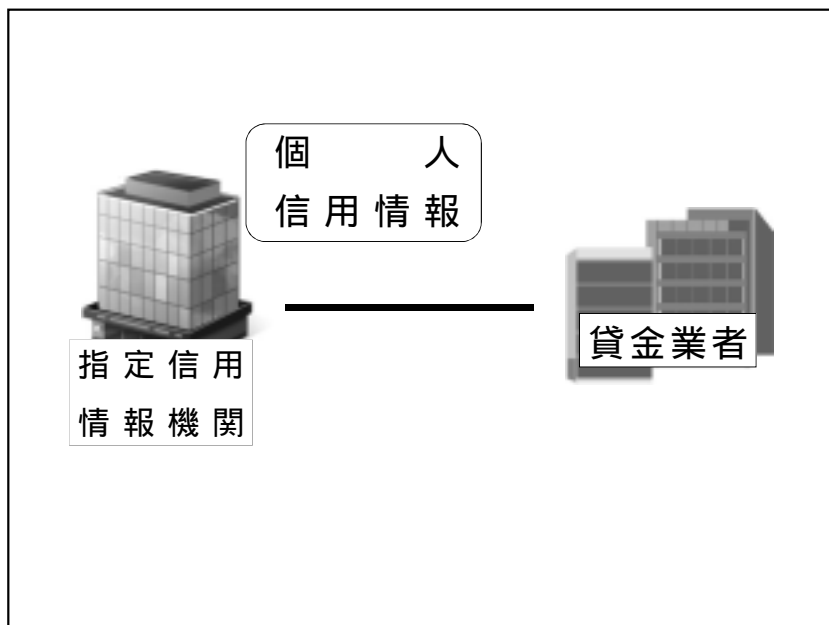
個人信用情報に関する次の～の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における指定信用情報機関は、貸金業法第41条の13第1項に規定する指定(信用情報提供等業務を行う者の指定)を受けているものとする。

指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した貸金業者(以下、本問において「加入貸金業者」という)が、信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下、本問において「加入指定信用情報機関」という)に提供すべき事項には、個人顧客の氏名、住所、生年月日、契約年月日及び貸付けの金額が含まれるが、当該個人顧客の電話番号は含まれない。

加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る個人信用情報を、加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。)で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る法定の事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

加入貸金業者が加入指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときでも、加入貸金業者は、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供することは義務づけられていない。



【問題 13】

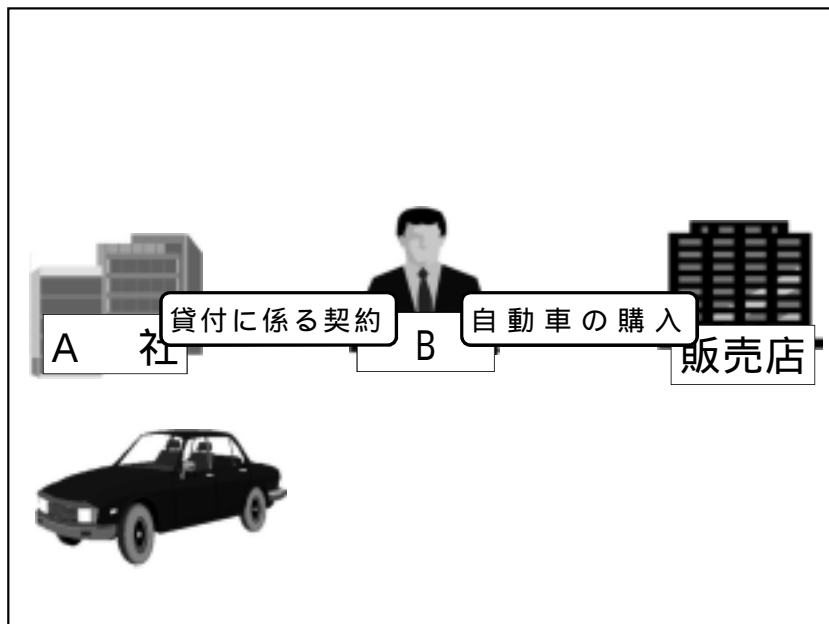
貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約に関する次の～の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

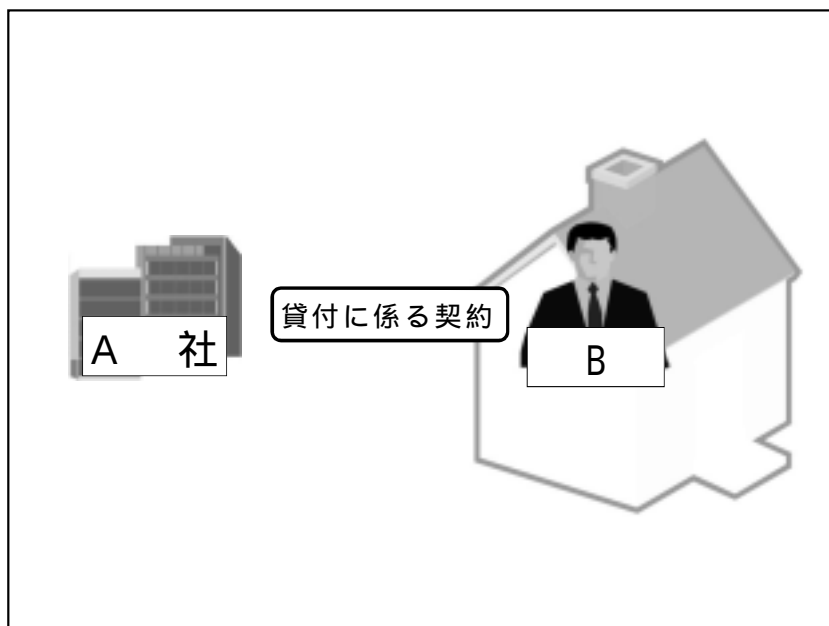
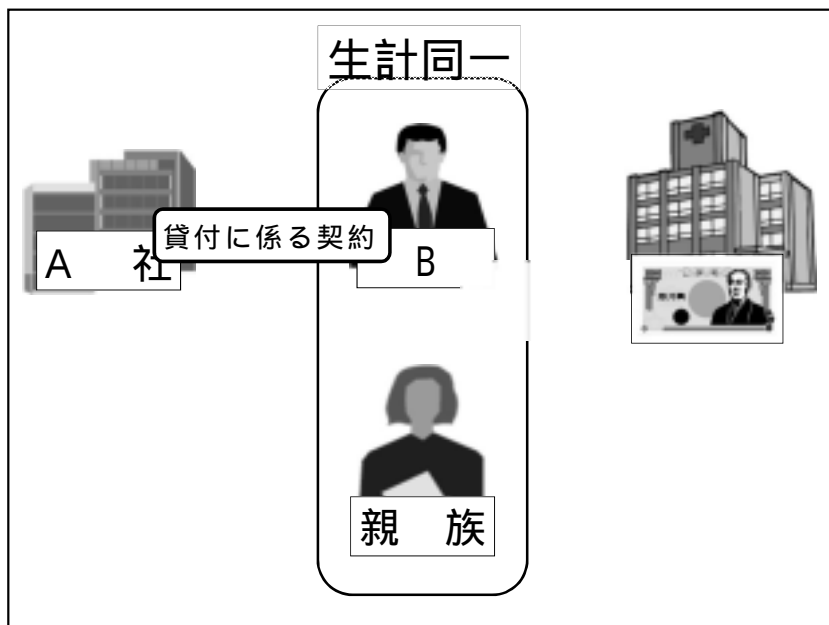
自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車が譲渡により担保の目的となっているものは、個人過剰貸付契約に当たらない。

個人顧客の親族の高額療養費(国民健康保険法所定のもの)を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、当該親族が、当該個人顧客と生計を一にする者であるかどうかを問わず、個人過剰貸付契約に当たらない。

不動産の建設若しくは購入に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらないが、不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たる。

個人顧客の居宅を担保とする貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるものは、個人過剰貸付契約に当たらない。





問 15

【問題 15】

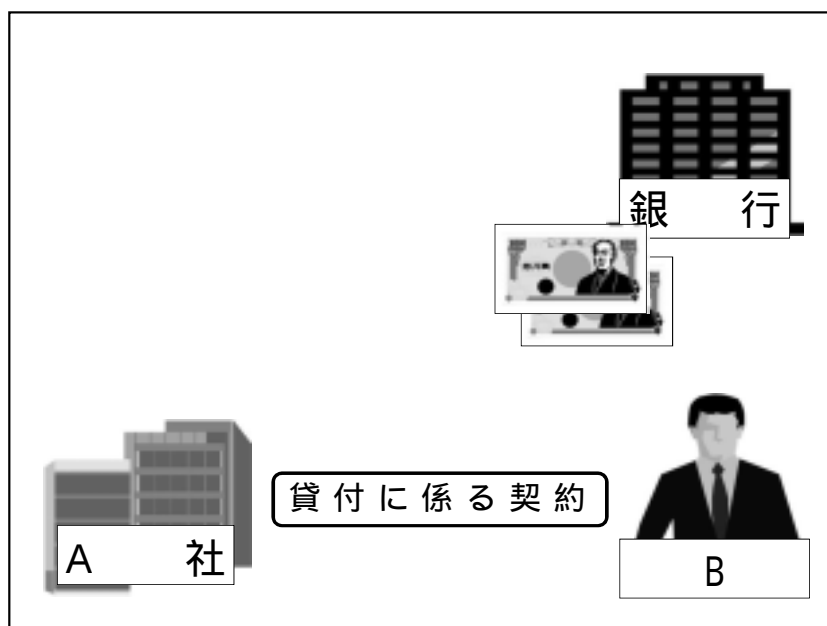
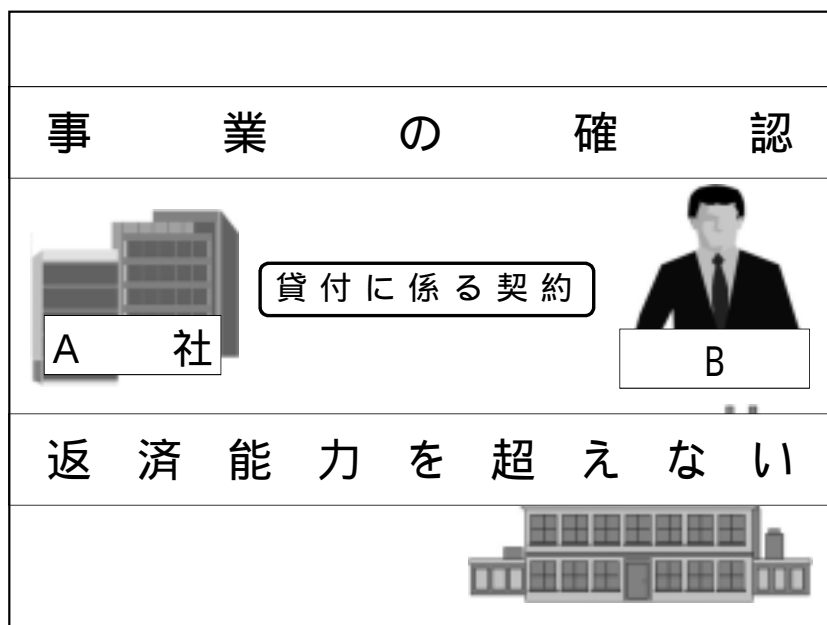
「貸金業法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの」(以下、本問において「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」という)に関する次の ~ の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

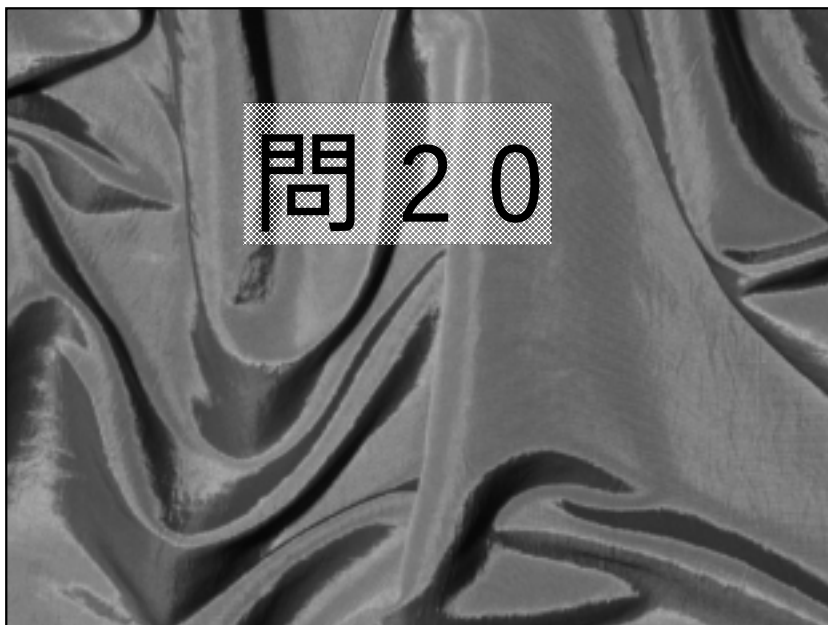
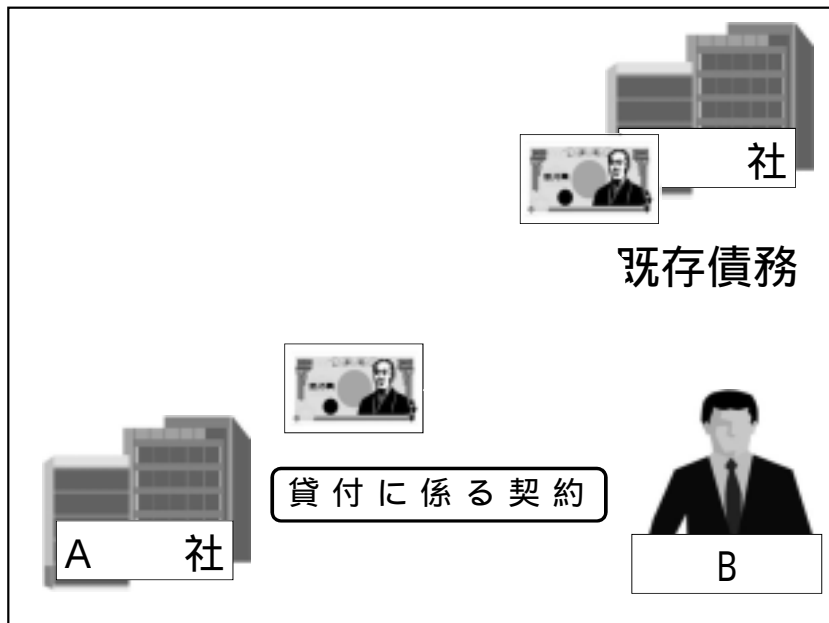
現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約は、事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められ、かつ当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない契約であると認められるときは、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約に該当する。

事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約は、実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されている場合は、当該個人顧客の返済能力を超えるものであるか否かを問わず、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約に該当する。

金融機関(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関をいう。)からの貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。)は、その返済期間を問わず、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約に該当する。

債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約は、当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額が当該債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回るときは、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約に該当しない。





問 20

【問題 20】

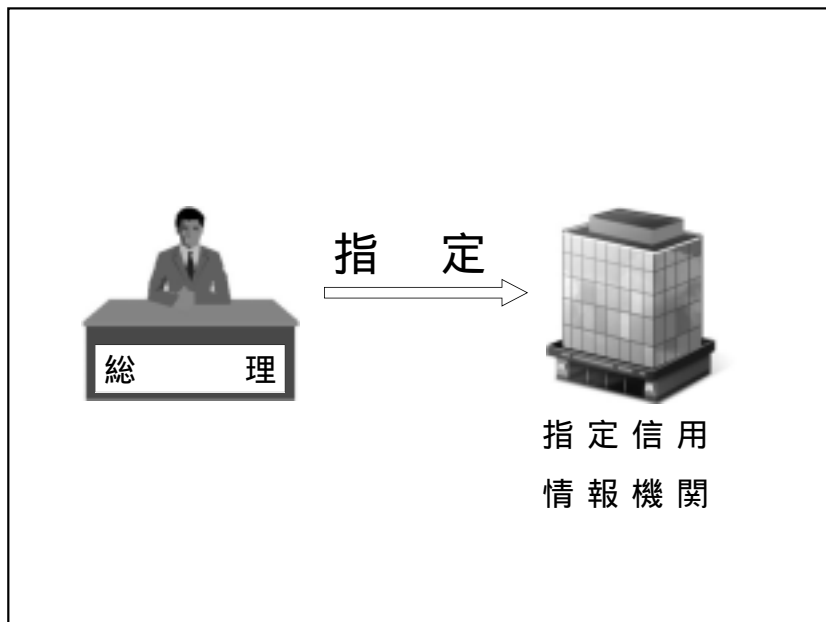
指定信用情報機関に関する次の ～ の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

指定信用情報機関として内閣総理大臣による指定を受けるには、貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上でなければならない。

指定信用情報機関が内閣総理大臣の認可を受けなければならない業務規程には、信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項を定めなければならないが、苦情の処理に関する事項は、業務規程に定める必要がない。

指定信用情報機関は、当該機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときを除き、信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うことができない。

指定信用情報機関でない者(割賦販売法第35条の3の36第1項の規定による指定を受けた者を除く。)は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。



問 27

【問題 27】

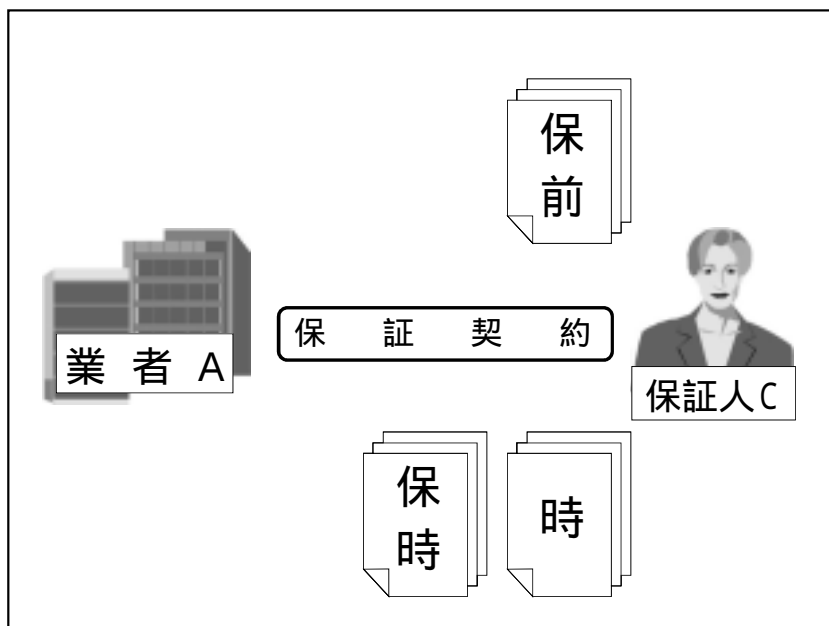
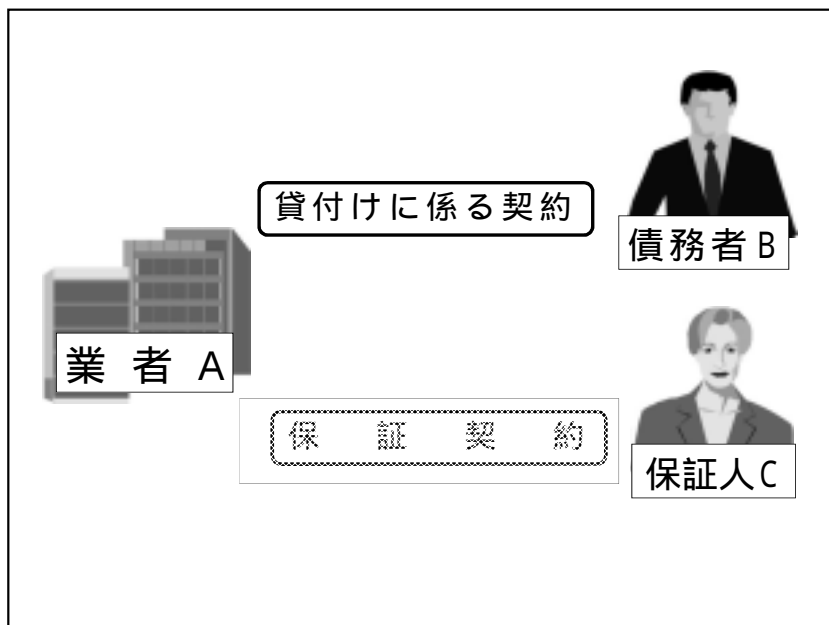
貸金業者であるA社は、顧客であるBとの間で貸付けに係る契約(極度方式基本契約ではない。以下、本問において「本件貸付契約」という)を締結し、Bの友人であるCと本件貸付契約について保証契約を(以下、本問において「本件保証契約」という)締結することとした。この場合に関する次の～の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

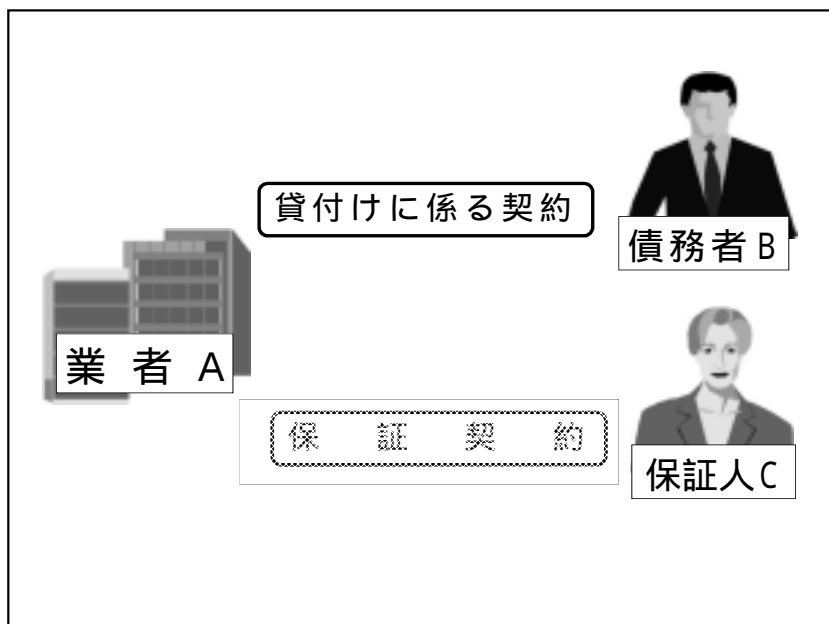
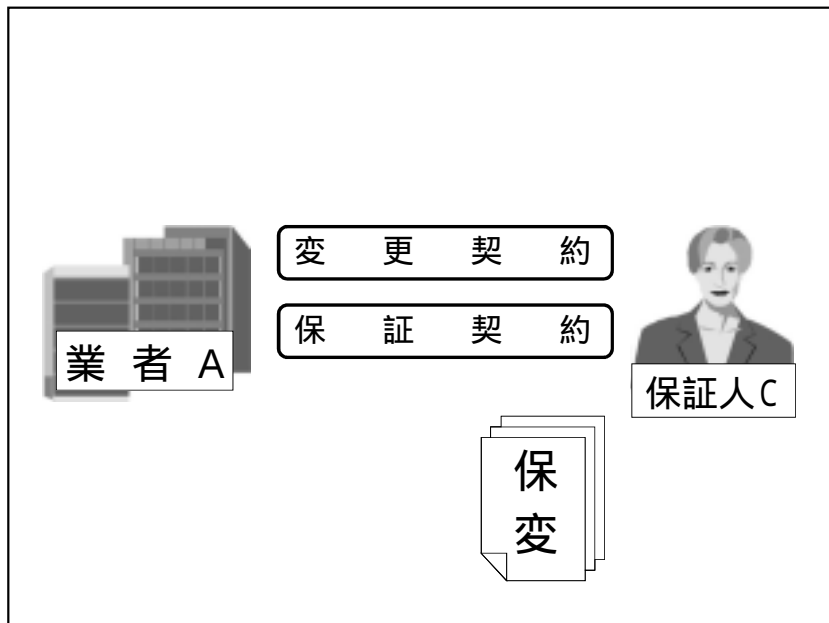
A社は、本件保証契約を締結しようとする場合には、契約を締結するまでに、「貸金業法第16条の2第3項に規定する書面」(当該保証契約の概要を記載した書面及び詳細を記載した書面の2種類の書面、以下、本問において「契約締結前の書面」という)をCに同時に交付しなければならない。

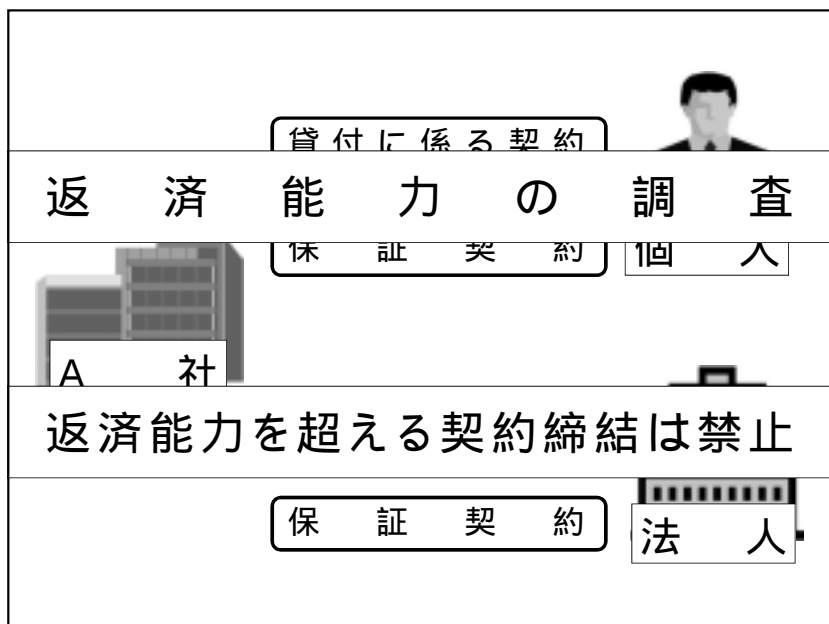
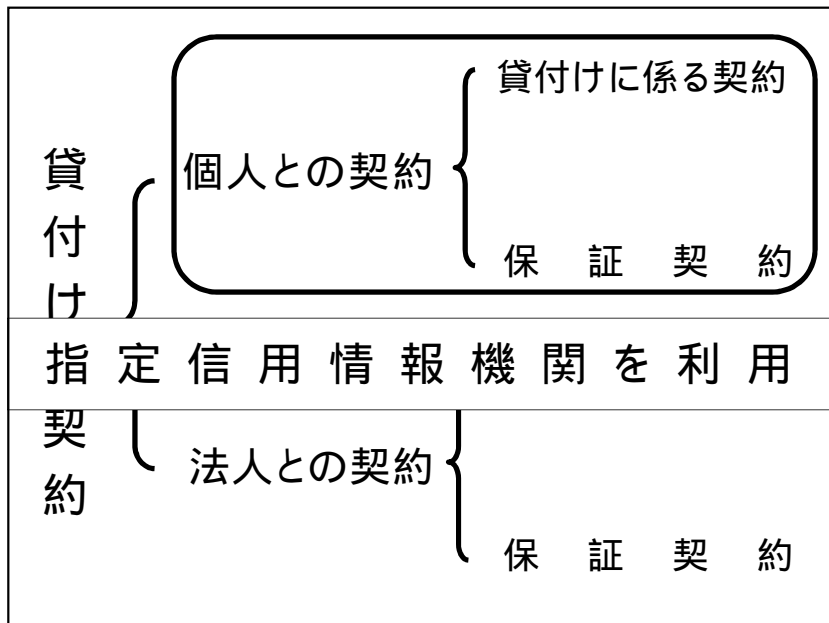
貸金業者向けの総合的な監督指針(以下、本問において「監督指針」という)では、貸金業者は、保証人が主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあることについて十分な説明を行う必要があるとされている。

A社は、本件保証契約を締結したときは、契約締結前の書面を交付している場合を除き、遅滞なく、Cに対し、「貸金業法第17条第3項前段に規定する書面」(保証契約における契約締結時の書面)を交付しなければならない。

A社は、Bとの間で、本件貸付契約を変更して返済期間を延長したことに伴い、Cとの間の保証契約における保証期間を延長する旨の変更をしたときは、「貸金業法第17条第3項後段に規定する書面」(契約変更時の書面)を、遅滞なくCに交付しなければならない。







問 28

【問題 28】

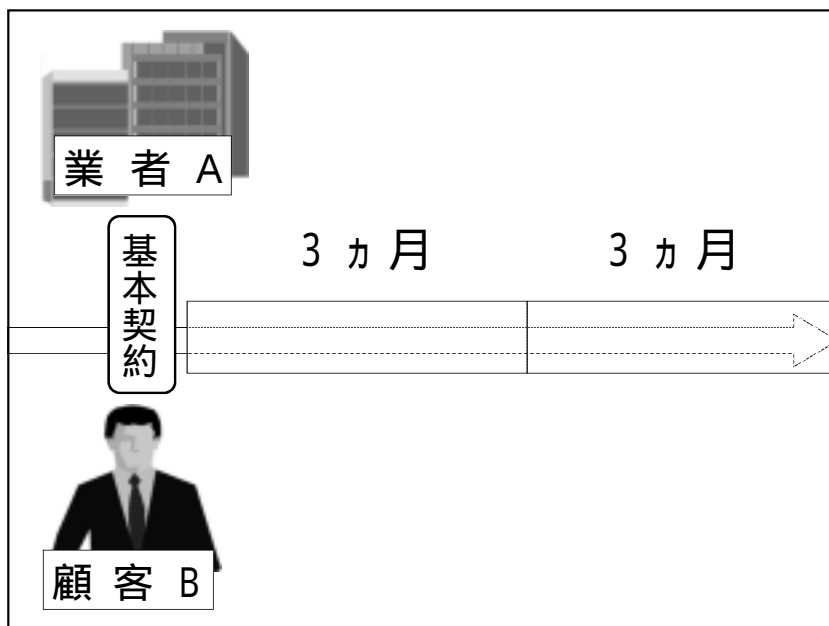
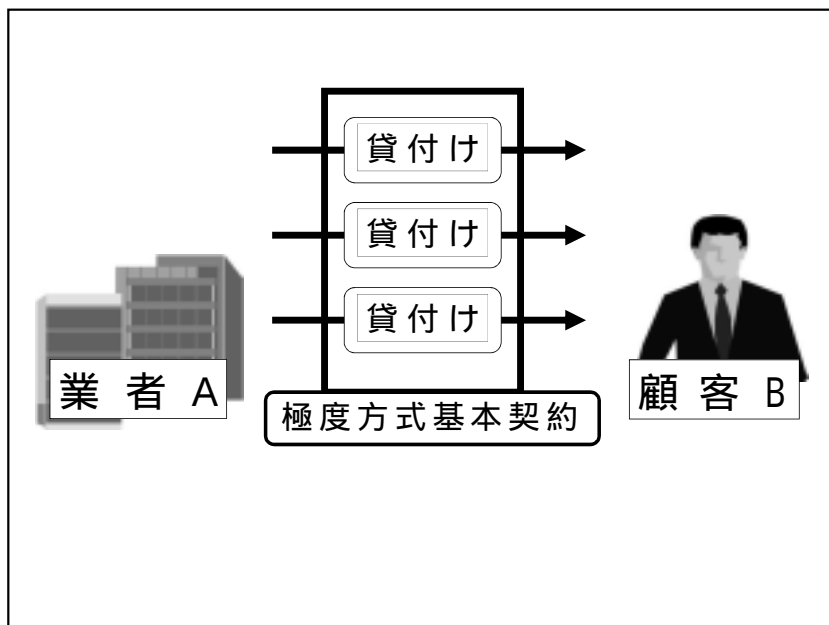
貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で極度方式基本契約(以下、本問において「本件基本契約」という)を締結した。なお、A社は、Bとの間で本件基本契約以外の極度方式基本契約を締結していない。この場合に関する次の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

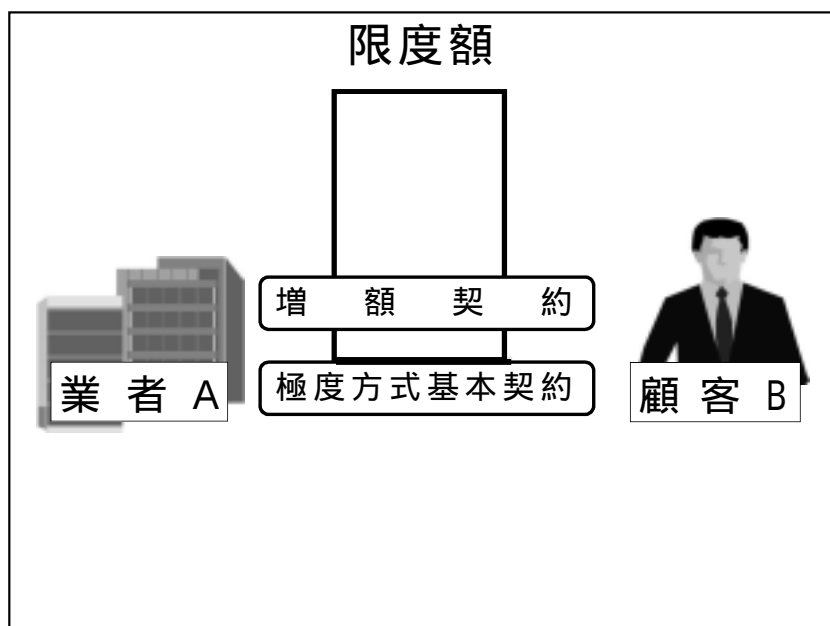
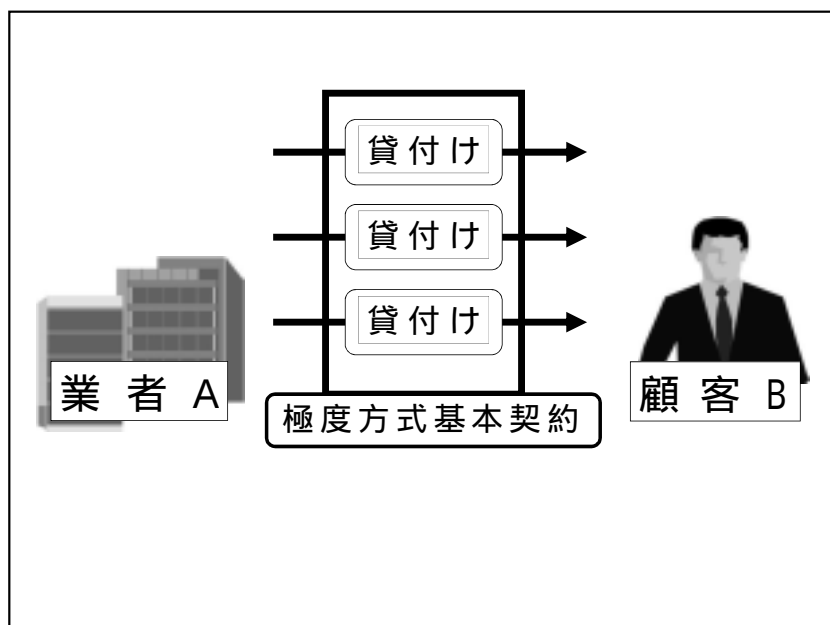
A社は、本件基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額であるときその他の内閣府令で定めるときを除き、3か月以内の期間ごとに、指定信用情報機関が保有するBに係る信用情報を使用して、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かを調査しなければならない。

A社が、指定信用情報機関が保有するBに係る信用情報を使用して、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査したときは、A社は、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

A社が、本件基本契約に基づき極度方式貸付けに係る契約を締結するときは、A社は、その都度、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、Bの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

A社が、Bに対して、本件基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合において、当該下回る額を増額するときは、Bの利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものに該当するときを除き、A社は、Bの返済能力に関する事項を調査しなければならない。





問 29

【問題 29】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で極度方式基本契約（以下、本問において「本件基本契約」という）を締結した。この場合に関する次の ～ の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

A社は、遅滞なく、「貸金業法第17条第2項前段に規定する書面」（以下、本問において「契約締結時の書面」という）をBに交付しなければならないが、この書面にはA社の登録番号を記載する必要がある。

貸金業者は、本件基本契約に基づき極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、「貸金業法第16条の2第1項に規定する書面」（以下、本問において「契約締結前の書面」という）をBに交付しなければならない。

A社は、本件基本契約に基づき貸付けに係る契約を締結したときは、Bに交付すべき「貸金業法第17条第1項前段に規定する書面」（以下、本問において「契約締結時の書面」という）においては、A社の登録番号の記載を省略することができる。

A社は、契約締結時の書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときは、内閣府令で定めるときを除き、「貸金業法第17条第2項後段に規定する書面」（以下、本問において「契約変更時の書面」という）をBに交付しなければならない。

問 30

【問題 30】

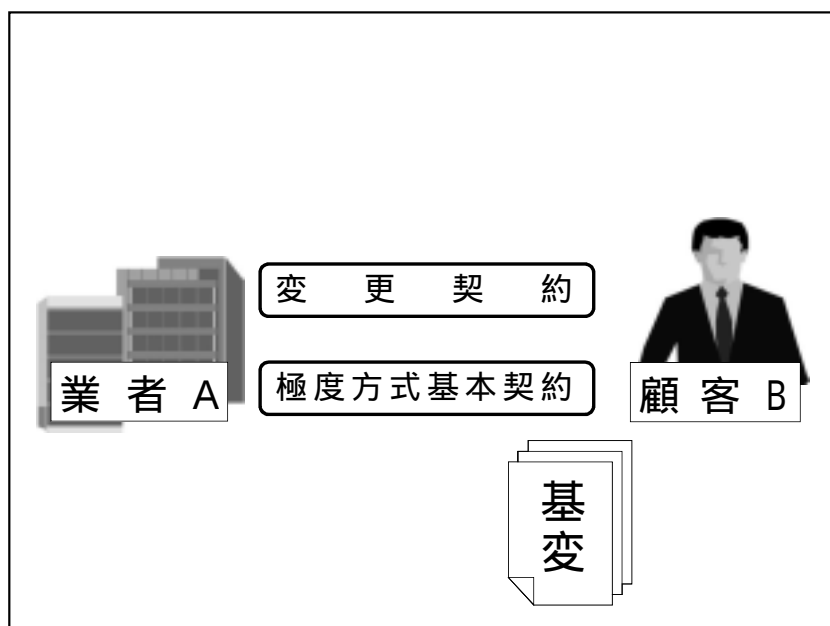
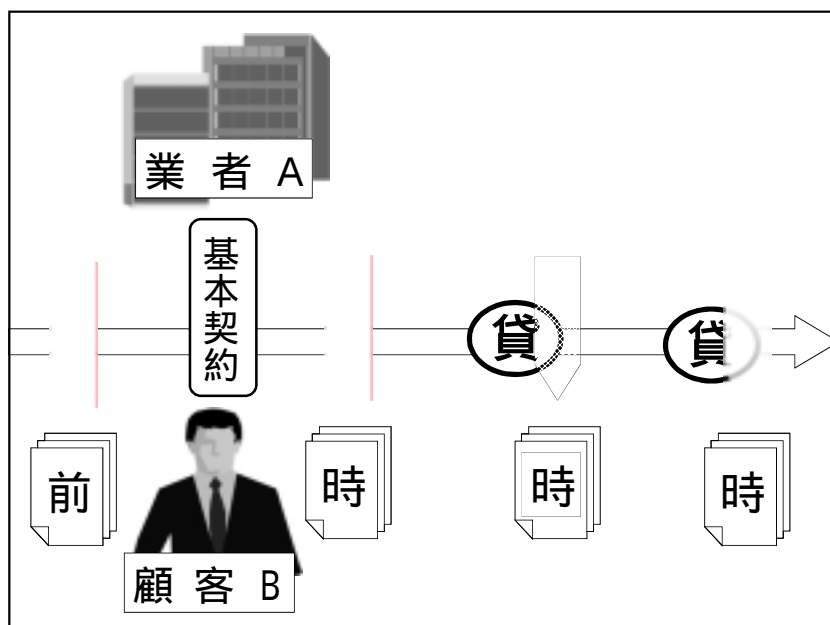
貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で極度方式基本契約(以下、本問において「本件基本契約」という)を締結しようとしている。なお、A社は、Bとの間で本件基本契約以外の極度方式基本契約を締結していない。この場合に関する次の ~ の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

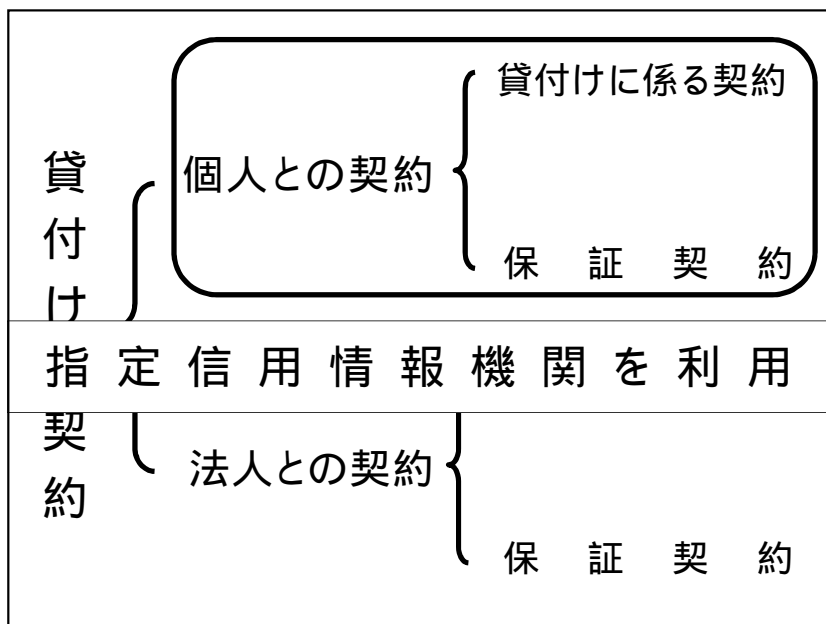
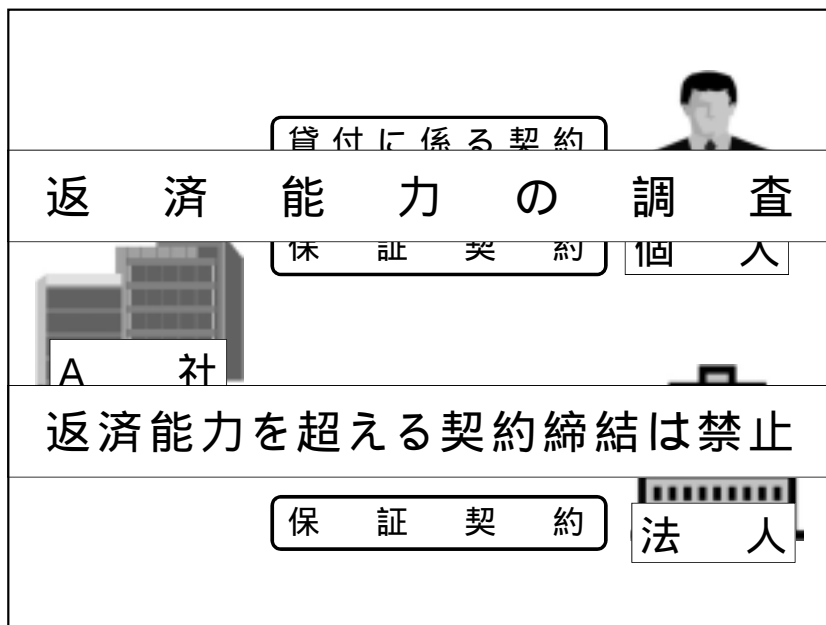
A社は、Bの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

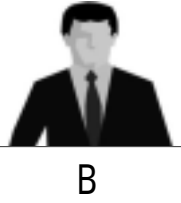
A社は、Bの返済能力に関する事項の調査を行う際、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することは義務づけられていない。

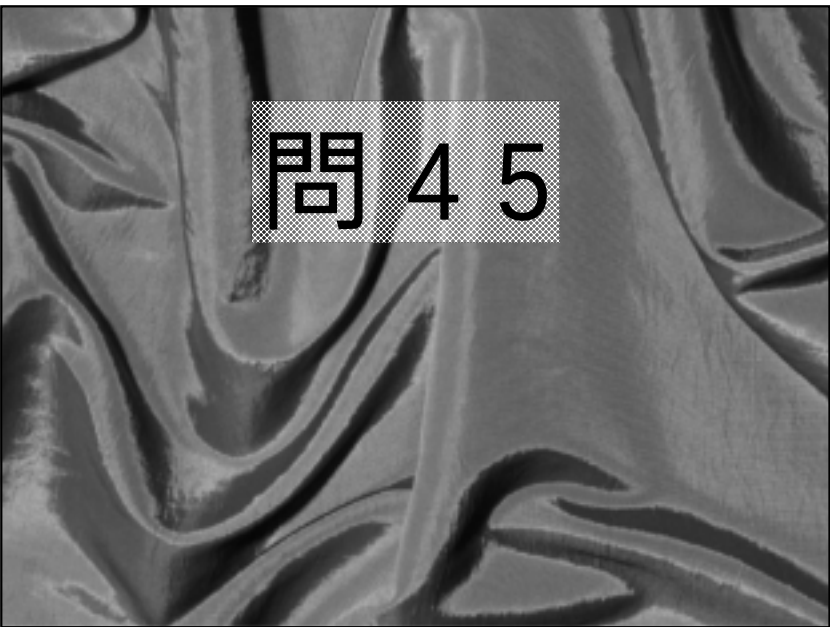
A社は本件基本契約を締結した。この場合、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、A社は、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な極度額の減額、又は当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止のいずれかの措置を講じなければならない。

A社は、本件基本契約を締結した後、本件基本契約に基づく新たな極度方式貸付けを停止する措置を講じた。A社がこの措置を解除しようとするときは、A社は、指定信用情報機関の保有するBに係る信用情報を使用して、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。





		基準額 基準額	
	自社の貸付け残高 (極度額)の合計		
	他社の貸付け残高 の 合 計		



【問題 45】

貸金業法第17条第6項に規定する「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるもの」(以下、本問において「マンスリーステートメント」という)に関する次の～の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

貸金業者が極度方式基本契約を締結した場合には、貸金業者は、当該契約の相手方に対し、マンスリーステートメントを交付しなければならない。

貸金業者が極度方式基本契約を締結した場合には、貸金業者は、当該契約の相手方に対し、「貸金業法第17条第2項に規定する書面」(極度方式基本契約における契約締結時の書面)の交付に代えて、マンスリーステートメントを交付することができる。

貸金業者が極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、当該契約の相手方に対し、その承諾を得て、マンスリーステートメントを交付するときは、貸金業者は、「貸金業法第17条第1項に規定する書面」(契約締結時の書面)の交付に代えて、契約年月日及び貸付けの金額等を記載した書面(簡素化書面)を交付することができる。

貸金業者が極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、当該契約の相手方の承諾を得たときは、「貸金業法第17条第1項に規定する書面」(契約締結時の書面)の交付に代えて、マンスリーステートメントを交付しなければならない。

